

身体障害者手帳の再交付(紛失・棄損)申請について

1 必要書類

(1) 身体障害者手帳再交付申請書

- ・申請者欄に、住所、氏名、電話番号を記入してください。
※代筆の場合でも、障害者本人(15歳未満の場合は保護者)の住所、氏名をご記入ください。電話番号は、交付の連絡の際に使用しますので、本人以外でも構いません。
- ・第1欄の該当する箇所(1または2)に○をつけてください。
- ・第2欄を記入してください。

(2) 顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚

1年以内に撮影したもので、帽子・サングラス等を着用していないもの。

(家庭用プリンターの場合は、写真用紙に印刷してください。)

※くわしくは裏面をご覧ください。

(3) 身体障害者手帳(棄損の方のみ)

(4) 本人確認書類(顔写真があるもの)

個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、旅券など

※代理の方がお手続きされる場合は、委任状は不要ですので代理の方の本人確認書類をご用意ください。

(5) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票写しなど

2 申請窓口

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市役所障害福祉課(1階) ①番窓口

TEL029-232-9173(直通)

【封筒添付用】

切り取ってお使いください。

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市障害福祉課

身体障害者手帳 行

郵送で申請される場合は、(1)(2)の書類、(3)のコピーを揃えて、上記の住所、宛名を「身体障害者手帳担当」として送付してください。

なお、切手代はご負担下さい。

※身体障害者手帳の再交付(紛失・棄損)は、通常、申請から3週間程度かかります。

顔写真についてのご注意

① 写真の条件

- ・ たて4 cm×よこ3 cm

※このサイズより小さいものは受理できません。

- ・ 正面向き，胸から上，無帽，顔のはっきり写っているもの。
- ・ 裏に氏名・生年月日を記入して貼らずにお持ちください。

② 次のような写真は受け付けできません。

- ・ 撮影から1年以上経過したもの。
- ・ 写真が不鮮明なもの。(変色したもの，粒子も粗いものなど。)
- ・ キズやシワがついているもの。
- ・ サングラスの色の濃いもの，目がメガネの縁と重なって見えていないもの。
- ・ 帽子やスカーフなど被り物をしているもの。
- ・ 全身を写したもの。または，至近距離で頭頂部やあごなど顔の一部が切れているもの。
- ・ 本人以外の顔が写ったもの。
- ・ 写真用紙以外で印刷したもの。

③ その他

- ・ 障害上，信仰上などの特別な事情がある場合はご相談ください。
- ・ 障害者手帳は，本人証明として長期間携帯し，使用するものです。提出された写真が手帳用写真として適当でない場合と再提出になる場合があり，手帳の交付が遅れますのでご注意ください。